

## 地方独立行政法人長野市民病院中期計画 新旧対照表 (案)

変更後	変更前																																																
<p>第11 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>病院の使用料及び手数料は、次に定める額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等に基づき算定した額</p> <p>(2) 次の表に定める額</p> <table border="1" data-bbox="203 627 1025 1364"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書料</td> <td>1通</td> <td>8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>健康診断料</td> <td>1件</td> <td>診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>死体検案料</td> <td>1件</td> <td>診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>人間ドック料</td> <td>1回</td> <td>50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>個室使用料</td> <td>1日</td> <td>25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>初診時選定療養費及び再診時選定療養費</td> <td>1件</td> <td>6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>指定訪問看護加算料</td> <td>15分</td> <td>1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。</p>	区分	単位	金額	文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額	健康診断料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額	死体検案料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額	人間ドック料	1回	50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額	個室使用料	1日	25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額	初診時選定療養費及び再診時選定療養費	1件	6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額	指定訪問看護加算料	15分	1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額	<p>第11 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>病院の使用料及び手数料は、次に定める額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、その他の法令等に基づき算定した額</p> <p>(2) 次の表に定める額</p> <table border="1" data-bbox="1205 627 2027 1326"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>文書料</td> <td>1通</td> <td>8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>健康診断料</td> <td>1件</td> <td>診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>死体検案料</td> <td>1件</td> <td>診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額</td> </tr> <tr> <td>人間ドック料</td> <td>1回</td> <td>50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>個室使用料</td> <td>1日</td> <td>25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>特別初診料</td> <td>1件</td> <td>3,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額</td> </tr> <tr> <td>指定訪問看護加算料</td> <td>15分</td> <td>1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) (1)及び(2)に掲げるもの以外の額は、理事長が別に定める。</p>	区分	単位	金額	文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額	健康診断料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額	死体検案料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額	人間ドック料	1回	50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額	個室使用料	1日	25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額	特別初診料	1件	3,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額	指定訪問看護加算料	15分	1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額
区分	単位	金額																																															
文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額																																															
健康診断料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額																																															
死体検案料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額																																															
人間ドック料	1回	50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額																																															
個室使用料	1日	25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額																																															
初診時選定療養費及び再診時選定療養費	1件	6,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額																																															
指定訪問看護加算料	15分	1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額																																															
区分	単位	金額																																															
文書料	1通	8,000円を超えない範囲内で文書の種類ごとに理事長が別に定める額																																															
健康診断料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料に相当する額																																															
死体検案料	1件	診療報酬算定方法に定める初診料、往診料、検査料又は画像診断料に相当する額																																															
人間ドック料	1回	50,000円を超えない範囲内でドックの種類ごとに理事長が別に定める額																																															
個室使用料	1日	25,000円を超えない範囲内で個室の種類ごとに理事長が別に定める額																																															
特別初診料	1件	3,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額																																															
指定訪問看護加算料	15分	1,000円を超えない範囲内で指定訪問看護の提供の種類ごとに理事長が別に定める額																																															